

口座振替規定新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p>6. <u>当行は、相当の理由があると認められる場合には、本規定の内容を、預金者に事前に通知することなく任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト等、当行所定の方法により預金者に告知します。</u></p>	<p>6. (削除)</p>